

飲酒運転をすると**厳しい罰則**と

行政処分があります!

酒酔い運転^{※1}

罰則

- 運転者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 車両等の提供者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

基礎点数:35点
免許取消 欠格期間:3年^{※2}

- ※1 酒酔いとは、アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう
- ※2 前歴及びその他の累積点数がない場合
- ※3 欠格期間とは、取消処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間をいう

酒気帯び運転

罰則

- 運転者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 車両等の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分

呼気中アルコール濃度0.15~0.25mg/L未満

基礎点数:13点
免許停止期間:90日^{※2}

呼気中アルコール濃度0.25mg/L以上

基礎点数:25点
免許取消 欠格期間:2年^{※3}

大きな社会問題となった平成11年東名高速飲酒運転事故、平成18年福岡海の中道大橋飲酒運転事故をきっかけに飲酒運転が厳罰化されましたが、令和3年には八街児童5人死傷事故が発生し、今なお、飲酒運転による事故は繰り返されています。このような悲惨で痛ましい事故により、深い悲しみの中で苦しんでいる方々がいることを忘れないでください。

警視庁公認
交通安全
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



STOP! 飲酒運転



アウトです
飲んで乗る人
乗せる人

ハンドルキーパー
運動推進



(一財) 東京都交通安全協会

とりあえず、かぶってこ!*



自転車に乗るすべての人のヘルメット着用は努力義務です。

(道路交通法 [第63条の11] の改正/令和5年4月1日施行)

*国内最大の公募広告賞【宣伝会議賞】一般部門「自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶろうと思えるアイデア」受賞キャッチコピー

やめよう! 路上での待機・休憩・時間調整!

トラックの路上待機でもタクシースターの客待ちでも駐車違反になります!

危険! 止めたらだめ!

二輪車が後方から追突する事故多発中

違法駐車はやめまじよう!